毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○地籍調査の成果について認証した件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件四件 ○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件Ⅰ

件

○保安林の指定を解除する件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○道路の供用を開始する件

○道路の区域を変更する件三件

### 公 告

島

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

### 福島県病院局

○落札者を決定した件

### 福島県教育委員会

正

○教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

○平成二十四年十二月二十八日付け号外第七十四号中

### 告 示

# 福島県告示第三十二号

くり課、 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光 「法」という。)第八条第

部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 アティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番 福島県知事

佐

藤

雄

平

法第八条第 意見なし。 一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第三十三号

部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。 くり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光 六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第八条第一

平成二十六年一月二十四日

**元 元 元 元 元 元 元** 元 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

万SAI堂郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか

福島県知事

佐

藤

雄

平

六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづ 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 福島県告示第三十四号 大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。) 第八条第一

(商業まちづくり課)

くり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商 工観光課に備え置いて縦覧に供する。

三四

平成二十六年一月二十四日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知

事

佐 藤

雄

平

エイトタウン相馬 福島県相馬市黒木字源多田四十四番ほか

法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

「法」という。) 第八条第四

福島県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下

づくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

ほ

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) HDD福島貸店舗 福島県福島市鳥谷野字宮畑八十八番

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

、商業まちづくり課

### 福島県告示第三十六号

光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。 づくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(仮称)ヨークベニマル方八町店 福島県郡山市方八町三百五十四番一ほ意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第三十七号

商工観光課に備え置いて縦覧に供する。 づくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ザ・ビッグ福島本宮店 福島県本宮市字万世二百二十 -四番地ほ

法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

平成二十六年一月二十四日

# 福島県告示第三十八号

工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 づくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商 十六年一月二十四日から同年二月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まち 項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第四

平成二十六年一月二十四日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事

佐

藤

雄

平

(仮称) ヨークタウン谷川瀬 福島県いわき市平南部第二土地区画整理事業五十二

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし。

(商業まちづくり課)

# 福島県告示第三十九号

域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 塙町の地

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十六年一月二十四日

調査を行った者の名称

成果の名称

東白川郡塙町大字中塚の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画

### 福島県告示第四十号

川上流土地改良区から平成二十五年十二月十七日付けで申請のあった定款の変更につい土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、阿武隈 て、 平成二十六年一月十六日認可した。

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄

平

(農村計画課)

### 福島県告示第四十一号

のように保安林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

次

島

報

福島県知事 佐 藤 雄

平

路

線 名

区

間

の変変 別更更 後前 敷

メート 地

١

メート

ŀ ル

長

0)

幅 ル 員 延

(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的耶麻郡猪苗代町大字壺楊字南浜一二八の七七解除に係る保安林の所在場所 風害の防備

解除の理由

 $\equiv$ 

道路用地とするため

猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」は、 省略し、 その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

(森林保全課

四〇〇号

字柿平無番地先から 河沼郡柳津町大字飯谷 字柏木平無番地先まで

変更後

七・六~

 $\stackrel{\equiv}{-}$ 

0

(道路計画課)

大沼郡三島町大字西方

変更前

一 五 ○ : 五 = 5

= • •

一般国道

### 福島県告示第四十二号

計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間 供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 一般の縦覧に

平成二十六年一月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	一 一 般 国 号	路 線 名		
字京田四番八地先まで	司 郡司 叮大字鳥尺字京田三番三地先から 伊達郡川俣町大字鶴沢	区間		
変更後	変更前	の変変 別更更 後前		
	一八・〇~ 二四・八 八	(メートル)		
=:0.0	11.0.0	び メートル) 長		

(道路計画課)

# 福島県告示第四十三号

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に 覧に供する。 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年一月二 一十四日から二週間 一般の縦

平成二十六年一 月二十四日

福島県知事 佐 藤 雄 平

### 福島県告示第四十四号

課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年一月二 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 一十四日から二週間 福島県土木部道路総室道路計画項の規定に基づき、県道につい 一般の縦覧に

平成二十六年一月二十四日

供する。

福島県知事 佐 藤 雄

平

着	泉 若松三島 島	路 線 名
四地先まで四地先まで	地たから 田字大廻戸一七六七番 河沼郡柳津町大字久保	区
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
	一八・〇~	(メートル)敷 地 の 幅 員
一 二 〇	一八三・〇	(メートル) 長

(道路計画課)

### 福島県告示第四十五号

松建設事務所で平成二十六年一月二十四日から二週間 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 平成二十六年一月二十四日 一般の縦覧に供する

福島県知事 佐 藤 雄 平 福

公告第十九号

土地改良法

路線名
供
用
開
始
の
区
間
供用開始の期日

役別

氏名

退任した役員 新地町土地改良区 地改良区の名称

(道路計画課)

新一 一 拓 敏 見

宫城県名取市植松四丁目八番二—一七号同 郡同 町大字真弓字水神七八番地同 郡同 町大字福田字十三奉行六三番地同 郡同 町大字福田字瀬上七四番地相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地住所

町大字福田字十三奉行六三番地の二

### 公

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。 公告第十八号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 次

平成二十六年一月二十四日

福島県知事

佐

藤

雄

平

一地改良区の名称

一和土地改良区

役別 退任した役員

氏名

理事 鈴木 夫 いわき市三和町中寺字宿一四番地住所

(農村計画課

平成二十六年一月二十四日

福島県知事

佐

藤

雄

町土地改良区から次のとおり役員の住所に変更があった旨届出があった。

(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

変更があった者の役別、 氏名及び住所

役別 氏名 住所 同《県名取市植松四丁目八番二—一七号宮城県亘理郡山元町坂元字磯北谷地四一番地

星新一 変更前 変更後

とおり土地改良区の役員が退任し、 公告第二十号 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次

平成二十六年一月二十四日

(農村計画課

平 森 菅 渡 荒 水 目 加藤 野 邊 芳 嘉 清明 馬 青 田 田 藤 春 男 星新一 一 拓敏 見

新

地

渡部 佐藤部 和志 男 上

大渡菅寺好島戸黒 新部野島谷島戸黒 喜守清君貞嘉一 会長

町大戸浜字前田下二八番地の三 町今泉字鹿野五番地の二

町小川字ソリ畑三九番地 町谷地小屋字新地八四番地の

町谷地小屋字釣師五一番地

町駒ヶ嶺字塔場七番地

町大字福田字西山崎一七番地の 町駒ヶ嶺字上渋民四二番地 町駒ヶ嶺字相良二〇番地

町駒ヶ嶺字原一五九番地町谷地小屋字舘前二 六三番地

相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五住所

相馬郡新地町谷地小屋字館前二 六三番地宮城県名取市植松四丁目八番二―一七号同 郡同 町大字真弓字水神七八番地同 郡同 町大字福田字十三奉行六三番地同 郡同 町大字福田字中原一〇番地 同同同同同同同同同 郡同 郡同 町杉目字飯樋六番地 町大字福田字十三奉行六三番地 町谷地小屋字新地八四番地の 六三番地 番地 0)

郡同 郡同 郡同 郡同 町谷地小屋字釣師七五番地 町今泉字鹿野五番地の二 町大戸浜字宮田七〇番地 町駒ヶ嶺字東雨溜三三番地の一二

郡同 町駒ヶ嶺字相良二〇番地 町駒ヶ嶺字原一五九番地 ·大字福田字西山崎一七番地 0)

大和田 公夫

和 和男 志

福島県知 事 佐 藤 雄

平

平成26年1月24日 金曜日

星寺

同同

島 光 夫

同同 同同 町町 7駒ヶ嶺字北向屋敷一五番地7小川字田中二六番地の一

(農村計画課)

### 公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び福島県病院局 財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号)第229条第1項の規定により公告する。 平年26年1月24日

> 福島県立宮下病院長 黒 沢 正 喜

- 落札に係る物品等の名称及び数量 1 全身用コンピュータ断層撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地 福島県立宮下病院 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150番地
- 落札者を決定した日 平成25年12月25日
- 落札者の氏名及び住所 コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
- 5 落札金額 34,335,000円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 平成25年11月15日

(事 務 部)

### 福 県 教 育委員 会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十六年一月二十四日

福島県教育委員会

# 福島県教育委員会規則第一号

次のように改正する。 教育職員の免許状に関する規則(昭和五十年福島県教育委員会規則第二号)教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 の一部を

附則に次の一項を加える。

六号)の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において、免許法附則第十 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十 第三条及び第三条の二の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等(幼稚園の教諭の普通免許状の授与の出願の特例)

を県教育委員会に提出するものとする。 九項の規定により幼稚園の教諭の普通免許状の授与を願い出る者は、 教育職員検定による普通免許状の授与願 (第四号様式) 次に掲げる書類

実務成績証明書 (附則様式)

免許法附則第十九項に規定する基礎資格を有することを証明する書類

単位の修得を出願の要件とする者にあつては、学力に関する証明書

履歴書(第二号様式)

身体に関する証明書(第六号様式) 人物に関する証明書

福

島

附則の次に次の様式を加える。

八七六五四 (第五号様式)

附則様式(	附則第4	項関係)

				実務	成績	証明書			
1	勤務者氏名及	び生年	月日						
	氏 名								
		年	月	日生					
2	勤務期間							ı	
	期間			実労働時間 職 名		名	主な職務内	内容	
		月 月	日から 日まで		時間				
	年 年		日から 日まで		時間				
	年 年		日から 日まで		時間				
3	施設の概要		цъс					<u> </u>	
	施設名:	・ビま居	の担合け	構成するそ	カぞれの旃	<u></u> 恐の夕称につ	いて、全て	記載すること。	
							いて、土口	11年以りること。	
	※認可外	保育旅	- B設の場合に	は、設立年月	日を記入する	<u></u> ること。			
	所在地:								
	電話番号:								
4	勤務しなかっ	た期間	1						
	期	間		休職	• 休 明	男等の種	重 別	理由	
	年 年	月月	日から 日まで						
	年 年		日から						
5	勤務成績概割		日まで						
	294494984954944								
	上記のとおり証明します。								
	4	F	月 日						
				所	属 長				印
				証	明責任者				印

備考 この証明書は、証明者が厳封の上提出すること。 特例の対象として認められる勤務時間は、3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上であること。 勤務時間は、残業時間なども含めた実労働時間とすること。 福

○平成二十四年十二月二 第二号様式中第二号様式中 この規則は、 **附 則** ージ 八五 上 段 後ろか 平成二十六年四月一日から施行する。 「第19条関係」を「第19条、附則第 4 項関係」に改める。 「第13条関係」を「第13条、附則第 4 項関係」に改める。 「第14条関係」を「第14条、附則第 4 項関係」に改める。 行 一十八日付け号外第七十四号中 「給付金」 正 正 誤 単に 「給付金」 誤 (義務教育課)

リサイクル適性(人) この印刷物は、印刷用の紙へ